

令和7年度松本市WPPP事業者説明会 質疑応答

No.	事業者名	質問事項	質問内容	回答
1	A社	民間事業者の業務範囲について	資料P20想定業務範囲について、設計・積算は含まれる想定か。	設計・積算は含まない更新支援型を想定している。
2		更新支援型について	国が示すガイドライン第2.0版では、更新支援型の受託者を更新（改築）の受託者として選定できるか、管理者は適切に判断することと記載があるが、どのような認識か。	決定事項ではないが、受託者も工事を受託可能とする方向で検討している。
3	B社	対象処理区案について	宮渚及び両島処理区の修繕実績が突出している(資料P6概要より)ことから、上記の2処理区を導入すれば事業効果は大きいと考えるが、資料P18候補対象処理区は提示の3案のみか。	現状では今回示した3案を想定している。 ウォーターPPPの導入後には導入処理区の拡大を検討することもあり得る。
4	C社	修繕実績について	資料P6の修繕実績について、処理場と管路との比率がわからない。それぞれの程度の事業量が示してほしい。	後日ホームページにより回答する。
5		対象処理区案について	波田浄化センターは廃止の方針とのことだが、資料P18の案②及び案③に示されている波田処理区には浄化センターは含まれているか。又は管路のみか。	ウォーターPPP導入時には既に波田浄化センターの廃止がされているものと想定しており、対象施設は管路のみである。
6	D社	今後の発注方針について	ウォーターPPP導入以外の処理区について、今後性能発注への移行等は検討しているか。	現時点では回答できない。
7		職員の技術力確保について	性能発注への移行等は市の技術力確保を意識してのものか。	松本市役所内においても職員の技術力の確保は重要視している。今後の委託をどのようにすべきかは職員数の確保含め、内部でのさらなる検討が必要になると認識している。
8	E社	対象処理区案について	資料P18案②については管路のみとのことだが、梓川処理区・波田処理区は比較的下水道施設が新しい処理区で、今後10年間のうちの標準耐用年数超過はない。対象施設がポンプ場のみでは事業規模が小さいのではないか。 また、安曇野市と連携した方が事業効果を発揮できるのではないか。	対象処理区案②は確かに処理場を含まない管路施設のみとなり、事業効果は薄いと考えられる。ただし、関連する犀川安曇野流域では令和9年度からウォーターPPP導入を予定しており、事業効果の確認をしやすいという点が挙げられる。 また、県及び安曇野市との連携であるが、それぞれの自治体の考え方があり、現状での連携は想定していない。
9		対象処理区案について	資料P18案③について、梓川処理区、波田処理区及び農業集落排水区は隣接処理区ということであるが、更に上高地処理区を一体化で運用するには物理的には距離があり困難であると思われる。見解について聞きたい。	対象処理区の選定において、最初に事業規模と地理上の観点から四賀処理区は除外している。 梓川処理区及び波田処理区についても事業規模が大きくないことが挙げられるが、上高地処理区及び農業集落排水区を加えることでスケールメリットを生み出したいと考えている。また、いずれも市の西部に位置し、地域的に組みやすいとの考えにより対象処理区案③を選定している。
10		上高地処理区について	上高地処理区は冬季の閉鎖や週一度の点検など特殊な状況があり、ウォーターPPPとして全国公募が行われても事業者が限定的になるのではないか。	上高地処理区の状況は特殊であるが、今回の説明会等により事業者から広く意見聴取を行うことで、最終的な対象処理区を選定していきたい。